

公益財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団の理事長の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長の権限に属する事務について、最終的にその意志を決定することをいう。
- (2) 専決 この規程に定める範囲に属する事務について、常時理事長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決の権限を有する者が不在である場合において、これらの者に代わって決裁をすることをいう。
- (4) 委任 理事長の権限に属する事務を他の者に委任することをいう。

(決裁の手續)

第3条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。

(理事長の決裁事項)

第4条 理事長は、次の各号に掲げる事項を決裁する。

- (1) 評議員会、理事会の招集、議案の提出その他理事会に関すること。
- (2) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関すること。
- (4) 財産の管理及び運用に関すること。
- (5) 予算書及び決算書の作成に関すること。
- (6) 重要な事業の計画及び実施に関すること。
- (7) 1件の金額1,000万円以上の契約及び予算執行に関すること。
- (8) 基本財産等のうち、1件の金額が1億円以上かつ期間が1年以上の運用に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に重要と認める事項に関すること。

(専 決)

第5条 専務理事、事務局長、課長及び石見事務所長が専決することのできる事項は、別表第1のとおりとする。なお、専務理事を置かない場合は、専務理事の専決事項のうち4号、6号、7号、8号については事務局長専決とし、それ以外は理事長決裁とする。

(代決の順序)

第6条 決裁権者が不在のときは、別表第2に掲げる決裁区分に応じ、代決するものとする。

(専決等の制限)

第7条 前2条の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成4年9月3日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務決裁規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第5条関係）

1 専務理事専決事項

- (1) 重要な通知、報告、回答、申請及び届出の処理に関する事。
- (2) 理事、監事及び事務局長の旅行命令に関する事。
- (3) 事務局長の服務に関する事。
- (4) 職員の昇給及び昇格に関する事。
- (5) 職員の配置決定に関する事。
- (6) 任期付職員、嘱託職員及び臨時職員の任免及び給与に関する事。
- (7) 1件の金額1,000万円未満の契約及び予算執行に関する事
- (8) 細目の変更及び細目割りあての変更に関する事。
- (9) その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 事務局長専決事項

- (1) 軽易な通知、報告、回答、申請及び届出（石見事務所に係るものを除く。）の処理に関する事。
- (2) 職員（事務局長を除く。）の服務に関する事。
- (3) 職員（事務局長を除く。）の事務分担に関する事。
- (4) 職員の諸手当の認定に関する事。
- (6) 職員の福利厚生に関する事。
- (7) 1件の金額300万円未満の契約及び予算執行に関する事。
- (8) その他前各号に準ずる事項に関する事。

3 総務課長専決事項

- (1) 1件の金額50万円未満の契約及び予算執行に関する事。

4 課長専決事項

- (1) 課員の休暇の承認、時間外命令及び旅行命令に関する事。

5 石見事務所長専決事項

- (1) 軽易な通知、報告、回答、申請及び届出（石見事務所に係るものに限る。）の処理に関する事。
- (2) 職員（石見事務所）の休暇の承認、時間外命令及び旅行命令に関する事。

別表第2（第6条関係）

決裁区分	代決者
理事長	(1) 副理事長 (2) 専務理事 (3) 事務局長
専務理事	事務局長
事務局長	(1) 事務局次長 (2) 総務課長
石見事務所長	石見事務所参事

